

指定管理者の候補者選定指針

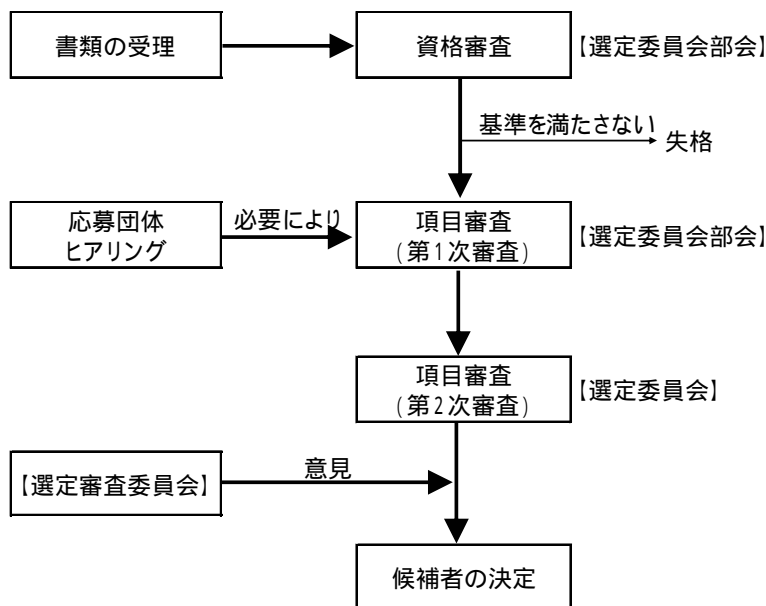
平成17年10月

第1 基本的な考え方

この指針は、「駒ヶ根市公の施設の指定管理者制度の導入方針3(3)」の「指定管理者の選定」に沿って、候補者の選定に関する事務処理の適正化等に資するため、運用上の基本的な事項を示したものである。

第2 選定の流れ

基本的な選定の手順等については、次のとおりとする。



第3 申請関係書類の審査

駒ヶ根市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）は、申請者から受理した申請関係書類の審査を行い、以下の選定基準に基づき、総合評点方式によって算出された数値を参考に委員会委員の協議により、候補者を決定する。

1 資格審査

申請者から受理した申請関係書類に基づき資格審査を行う。資格審査は法人その他の団体及びグループの構成員全員について行うものであり、公募要項及び申請要項における資格要件を全て満たすことが必要である。

(1) 基本的な資格要件

申請者は資格審査基準日に以下の要件に該当する場合は、資格要件を満たさないため失格とし、審査の対象とすることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定により、一般競争入札の参加を制限されて

いる者

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ウ 法人税、県内事業所に係る法人事業税及び市税を滞納している者

(2) 資格審査基準日は、申請日とする。

2 項目審査

「駒ヶ根市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」の規定に基づき、下記の選定基準により委員会の部会（以下「委員会部会」という。）が定めた審査項目に基づき審査を行い、評価に応じて評点を付すものとする。ただし、指定管理者の候補者を公募によらず随意に選定する場合においては、審査項目による評点化は行わず、委員会委員の協議により総合的に判断するものとする。

基本的な審査項目を定めた「指定管理者候補者審査表（様式1）」は別紙のとおりとする。

【選定基準】

- (1) 公の施設の設置の目的を最も効果的に達成することができること。
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- (3) 公の施設の適切な維持管理及び管理に要する経費の縮減が図られること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人的、物的その他の経営の規模及び能力を有しており、又は有する見込みであること。

第4 審査方法

1 第1次審査

委員会部会において、必要に応じて申請者のヒアリングを行い、これらを踏まえ評価を行うものとする。

委員会部会における評価者は、委員会部会の部会長、部会員及び部会長が指名した者計5名程度とし、審査項目について各評価者が下記4に基づき評点を付し、配点比率による合計評点集計を行った後、委員会部会として候補者を決定するものとし、委員会に候補者選定理由を付して提出するものとする。

2 第2次審査

委員会において、委員会部会における審査経過、審査内容及び選定理由の説明を受け、委員会部会の候補者の決定に関し審査を行った後、委員会として候補者を決定するものとする。なお、委員会における候補者の決定は、識見を有する者等の委員で組織する駒ヶ根市指定管理者選定審査委員会の意見を聴取したうえで行うものとする。

3 配点

各審査項目に対する配点比率は、施設の設置目的や性格等を踏まえ、その項目の必要度・重要度に応じて委員会部会において定めるものとする。

4 評点の決定方法

各審査項目に対する評点は、次表に基づき付すものとする。

評点の考え方	評点数
優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点

第5 選定結果の公表

当該施設所管課は、候補者の選定結果を次の要領により公表するものとする。

(1) 申請者への通知

申請者に対し、選定結果をまとめた総括表（様式2）及び説明資料を作成し、駒ヶ根市指定管理者候補者選定（不選定）通知書に添付して通知するものとする。

(2) 公表

(1)の総括表を当該施設所管課及び市ホームページで公表するものとする。

※個別の公募に係る審査表は、別に定める。

(様式1)

指定管理者候補者審査表 (例)

審査対象施設				申請 団体	
審査項目		評価基準	評点	配点 比率	合計 評点
団体の 概要	主たる業務内容、従業員数、経営実績等	1	団体の経営状況は良好か。		
		2	過去の業績等から経営が安定しているか。		
		3	この施設と同種の施設に関する管理運営の実績があるか。		
団体の 理念	経営方針等	4	団体の経営方針は明確であるか。		
		5	団体の経営理念や方針は指定管理者としてふさわしいものか。		
	申請理由等	6	申請理由は、団体理念や市の施設設置目的に沿った内容か。		
		7	市や関係団体と連携し、責任を持って事業に取り組む姿勢があるか。		
施設の 管理運営	基本的な施設の 管理方針、意欲	8	管理運営の意欲は十分にあるか。		
		9	施設の目的や公的使命を踏まえた管理運営方針であるか。		
		10	施設、付帯設備、外構、備品等の維持管理の知識を有するとともに、関係法令を熟知したうえでの総合的な管理運営能力を有しているか。		
	職員	11	職員体制や配置人員は適切か。		
		12	指揮系統や責任権限は適切か。		
		13	業務に関する研修計画は適切か。		
	経理	14	会計処理を適正に行うことができるか。		
		15	経理帳簿や台帳等の整備・保管に関し適切に対処できるか。		
		16	現金の収納・保管態勢は十分か。		
	具体的な施設の 管理運営計画	17	市の方針、施設の性格、設置目的等を的確に理解し、公の施設の指定管理者となる責務を認識した管理運営方針となっているか。		
		18	施設の利用を促進させる方策等があるか。		
		19	利用者へのサービス向上のノウハウがあり、期待が持てるか。		
		20	経費の節減や業務の効率化が行えるノウハウがあり、期待が持てるか。		
	自主事業計画	21	積極的かつ実施可能な計画、提案か。		
		22	提案内容や施設の有効利用に創意工夫が見られるか。		
		23	利用者へのサービスの向上につながり、かつ収入増加が期待できるか。		
市民要望の把握、活用	24	施設運営における市民の平等な利用について考慮されているか。			
	25	利用者の声を施設運営に反映させるための方策が示されているか。			
	26	利用者の苦情、要望、意見等に適切に対応できるか。			
	27	周辺環境や地域住民等に配慮した提案がされているか。			
安全対策等	個人情報保護	28	個人情報の適正な管理、漏えいの防止に関する認識は十分か。		
		29	個人情報を含む書類やパソコン等のセキュリティー対策は十分か。		
	安全対策、緊急 時対策	30	防犯、防災に関する安全対策は明確か。		
		31	緊急時の連絡体制が明確に示されているか。		
		32	指定管理者の責任による損害賠償等のリスクに対応できるか。		
収支及び指定 管理料の 提示	収支計画及び経済性	33	収支のバランスはとれているか。		
		34	必要な経費が漏れなく計上され、適正な水準で、より安価に設定されているか。		
		35	人件費は適正で、極端・無理な抑制が見られないか。		
	指定管理料等	36	市が支払う指定管理料の見積額又は市へ納付する納付金率		
合計評価集計				100	

※個別の公募に係る総括表は、別に定める。

(様式2)

総括表 (例)

審査対象施設		審査項目		評価基準		申請団体 (団体別合計評点)			
						A	B	C	D
団体の概要	主たる業務内容、従業員数、経営実績等	1	団体の経営状況は良好か。						
		2	過去の業績等から経営が安定しているか。						
		3	この施設と同種の施設に関する管理運営の実績があるか。						
団体の理念	経営方針等	4	団体の経営方針は明確であるか。						
		5	団体の経営理念や方針は指定管理者としてふさわしいものか。						
	申請理由等	6	申請理由は、団体理念や市の施設設置目的に沿った内容か。						
7		市や関係団体と連携し、責任を持って事業に取り組む姿勢があるか。							
施設の管理運営	基本的な施設の管理方針、意欲	8	管理運営の意欲は十分にあるか。						
		9	施設の目的や公的使命を踏まえた管理運営方針であるか。						
		10	施設、付帯設備、外構、備品等の維持管理の知識を有するとともに、関係法令を熟知したうえでの総合的な管理運営能力を有しているか。						
	職員	11	職員体制や配置人員は適切か。						
		12	指揮系統や責任権限は適切か。						
		13	業務に関する研修計画は適切か。						
	経理	14	会計処理を適正に行うことができるか。						
		15	経理帳簿や台帳等の整備・保管に関し適切に対処できるか。						
		16	現金の収納・保管態勢は十分か。						
	具体的な施設の管理運営計画	17	市の方針、施設の性格、設置目的等を的確に理解し、公の施設の指定管理者となる責務を認識した管理運営方針となっているか。						
		18	施設の利用を促進させる方策等があるか。						
		19	利用者へのサービス向上のノウハウがあり、期待が持てるか。						
		20	経費の節減や業務の効率化が行えるノウハウがあり、期待が持てるか。						
	自主事業計画	21	積極的かつ実施可能な計画、提案か。						
		22	提案内容や施設の有効利用に創意工夫が見られるか。						
		23	利用者へのサービスの向上につながり、かつ収入増加が期待できるか。						
市民要望の把握、活用	24	施設運営における市民の平等な利用について考慮されているか。							
	25	利用者の声を施設運営に反映させるための方策が示されているか。							
	26	利用者の苦情、要望、意見等に適切に対応できるか。							
	27	周辺環境や地域住民等に配慮した提案がされているか。							
安全対策等	個人情報保護	28	個人情報の適正な管理、漏えいの防止に関する認識は十分か。						
		29	個人情報を含む書類やパソコン等のセキュリティー対策は十分か。						
	安全対策、緊急時対策	30	防犯、防災に関する安全対策は明確か。						
		31	緊急時の連絡体制が明確に示されているか。						
		32	指定管理者の責任による損害賠償等のリスクに対応できるか。						
	収支及び指定管理料の提示	収支計画及び経済性	33	収支のバランスはとれているか。					
34			必要な経費が漏れなく計上され、適正な水準で、より安価に設定されているか。						
35			人件費は適正で、極端・無理な抑制が見られないか。						
指定管理料等		36	市が支払う指定管理料の見積額又は市へ納付する納付金率						
合計評価集計									
【候補者の選定結果・理由】									